

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う江東区職員の育児休業等に関する条例の改正概要（常勤職員）

1 現行の育児休業制度の概要

【対象者】  
 ①～③の全ての要件を満たす職員に対し、本人の請求に基づき取得できる。  
 ①一般職の地方公務員  
 ②現に生後3年に達しない子（実子及び養子）を育てる者  
 ③育児休業終了後も引き続き区に勤務する者

【育児休業を取得できない者】  
 育児休業中の職員の代替として任期を定めて任用される職員

【期間】  
 子が3歳に達するまで

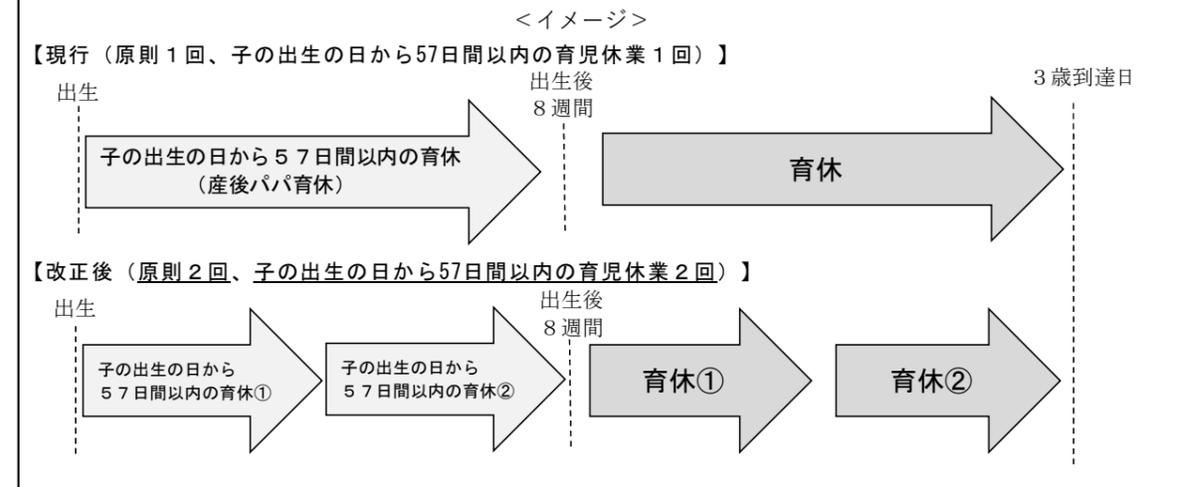
【回数】  
 原則として1人の子について1回  
 ただし、子の出生の日から57日間以内に育児休業を取得した場合、再び育児休業を取得することが可能。  
 ※ 配偶者の入院等、特別の事情があれば再度の取得も可

2 育児休業法の改正

1. 法改正の趣旨  
 「育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和する」ために地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正法という。）が令和4年5月2日に公布された。

<法改正概要>

- ① 育児休業の取得回数を原則2回まで取得可能とする。（現行：原則1回まで）
- ② ①に加えて、子の出生の日から57日間以内に2回まで取得可能とする。（現行：1回まで）

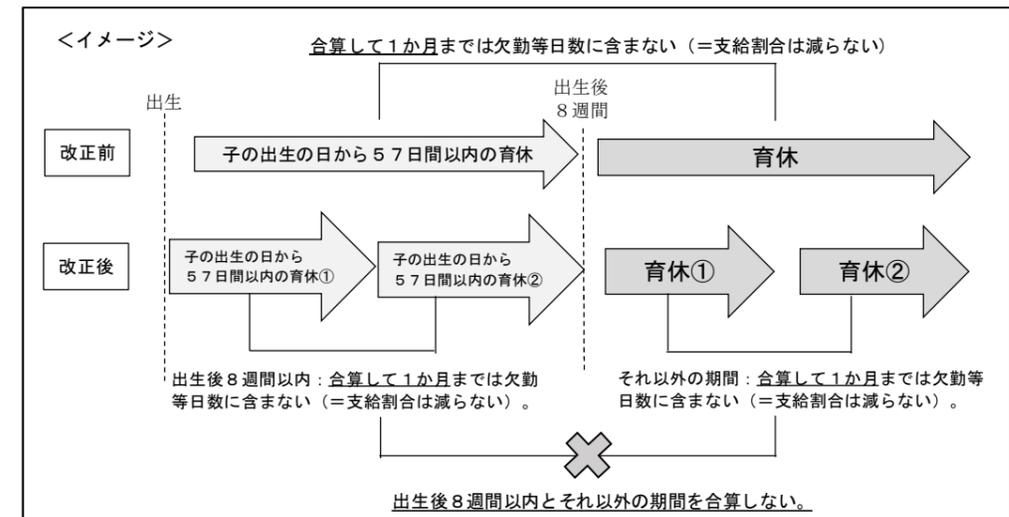


3 本区の対応

- 改正法の趣旨や、国家公務員の育児休業に係る人事院規則の改正を踏まえ、江東区職員の育児休業等に関する条例及び規則を改正する。
- また、改正法の施行日が令和4年10月1日のため、改正条例についても施行日を令和4年10月1日とする。

4 改正概要

- 1. 育児休業の取得回数制限の緩和に伴う改正
  - (1) 期末手当・勤勉手当  
 次の①及び②に掲げる育児休業に係る休業期間については、期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たり除算しないこととするよう改正する。
    - ① 承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間に含まれる育児休業であって、承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
    - ② 承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間に含まれる育児休業以外の育児休業であって、承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業



- (2) 育児休業等計画書の仕組みの削除  
 現行では、育児休業の取得回数は原則1回としているが、育児休業の承認の請求の際、育児休業により子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出れば、再度の育児休業を取得することができる。  
 改正法により、育児休業を原則2回まで取得できるようになることから、育児休業等計画書の仕組みを削除する。

- 2. 育児参加休暇の改正  
 男子職員が、配偶者の産前産後の期間中に子の養育等を行うための休暇（育児参加休暇）の取得対象期間を出産の日以後1年を経過する日（現行、産後8週間以内）まで拡大する。

## 1 現行の育児休業制度の概要

### 【対象者】

- ①②の要件を全て満たす非常勤職員に対し、本人の請求に基づき取得できる。
- ① 子の1歳6か月到達日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない者
  - ② 1週間の勤務日が3日以上である者又は1年間の勤務日が121日以上である者

### 【期間】

- 原則、子が1歳に達するまで
- 夫婦がともに育児休業をする場合は、子が1歳2か月に達するまでの間（取得上限は1年間）
  - 子が1歳を超えても保育所に入所できないなどの特に必要と認められる場合には1歳6か月まで（※さらに特に必要と認められる場合は2歳まで）

### 【回数】

- 原則として1人の子について1回  
ただし、子の出生の日から57日間以内に育児休業を取得した場合、再び育児休業を取得することが可能。  
※ 配偶者の入院等、特別の事情があれば再度の取得も可

## 2 育児休業法の改正

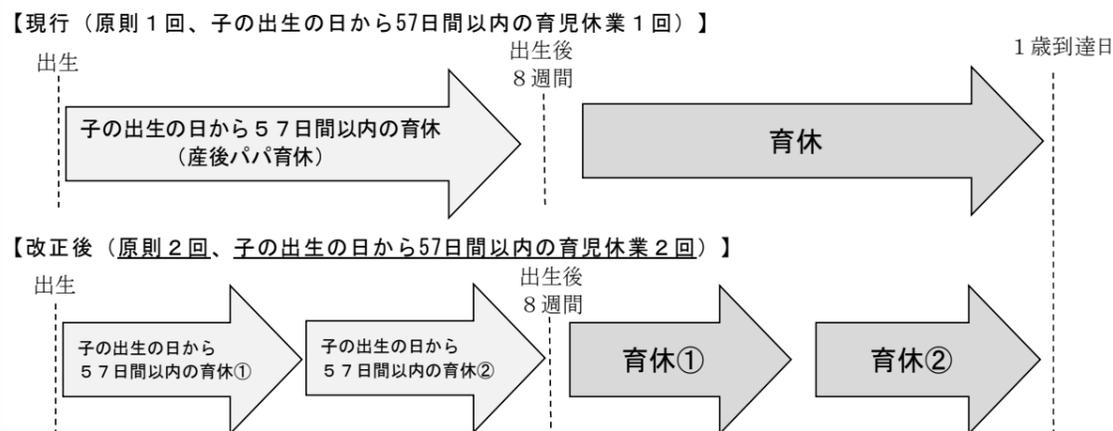
### 1. 法改正の趣旨

「育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和する」ために地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正法という。）が令和4年5月2日に公布された。

#### <法改正概要>

- ① 育児休業の取得回数を原則2回まで取得可能とする。（現行：原則1回まで）
- ② ①に加えて、子の出生の日から57日間以内に2回まで取得可能とする。（現行：1回まで）

#### <イメージ>



## 3 改正概要

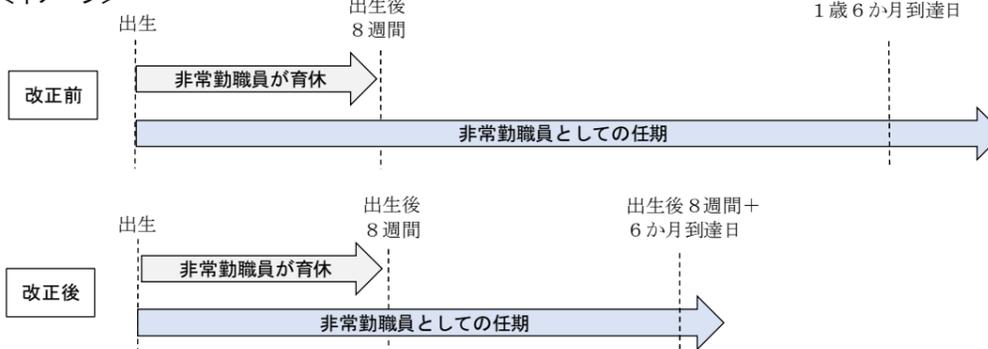
### 1. 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件について、以下のように改正する。

#### <改正後の子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件>

- 子の出生の日から57日間の末日から6月を経過する日（現行：子の1歳6か月到達日）までに、任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない職員

#### <イメージ>



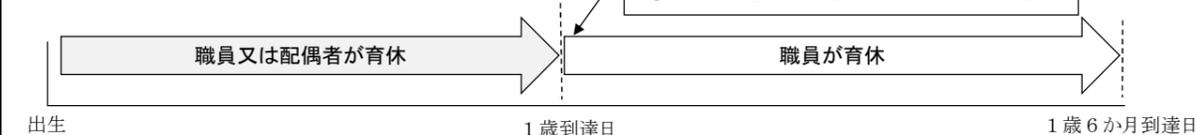
⇒子の出生後8週間の末日から6か月に達する日（生後8か月）以上の任期があれば、非常勤職員は子の出生の日から57日間以内の育児休業を取得することができる。

### 2. 子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化

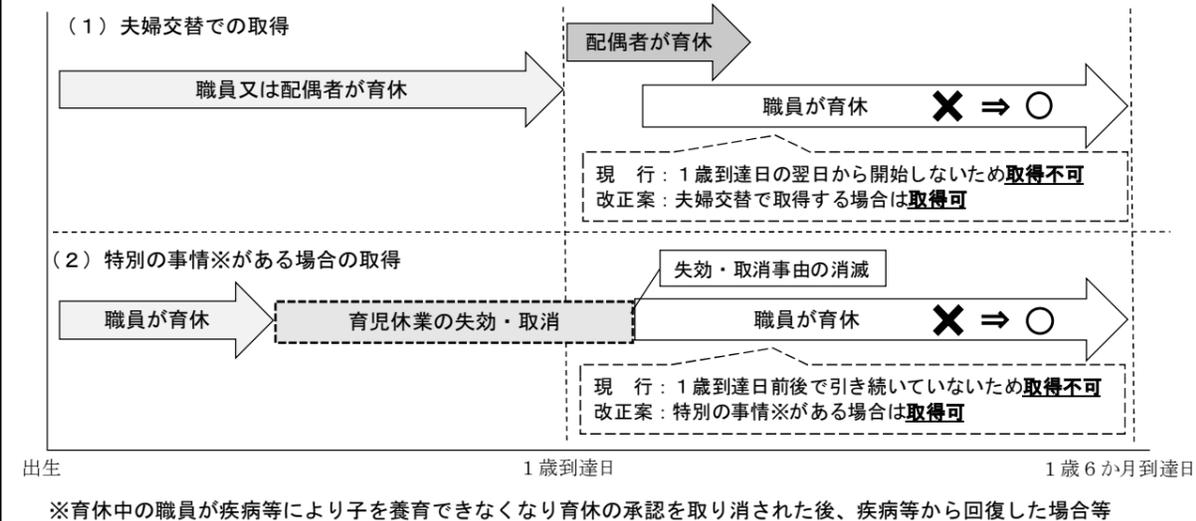
子が1歳6か月に達する日までの育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得が可能となるよう要件を改正する。また、2歳に達する日までの育児休業についても同様に改正。

#### <イメージ>

#### 【現行】



#### 【改正後】



### 3. その他の改正

育児休業の取得制限緩和に伴う期末手当・勤勉手当（会計年度任用職員については期末手当のみ）の改正、育児休業等計画書の仕組みの削除及び育児参加休暇の改正については、常勤職員と同様に改正する。